

泉大津市暮らしやすい地域づくり推進事業助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、事業者に求められる社会的障壁の除去に係る必要かつ合理的な配慮について、その提供に要する費用の全部又は一部を助成することについて必要な事項を定め、事業者が合理的な配慮を行いやすいように支援し、もって誰もが暮らしやすい地域づくりを推進することを目的とする。

（助成金交付対象者）

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）

は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1） 法第2条第7号に規定する事業者のうち、泉大津市内において、飲食、物販、医療など、不特定多数の者が利用する事業を行うものであること。
- （2） 市税等を滞納していないこと。
- （3） 政治又は宗教的活動を目的としていないものであること。
- （4） 事業主又は団体の役員が泉大津市暴力団排除条例（平成24年2月22日条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと、及び事業者が同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- （5） この助成金を利用したことを公表することに同意すること。

（助成対象経費）

第3条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち、国、都道府県その他各種団体（市を含む。）が実施する補助事業により補助の対象となっている経費以外の経費で市長が適当と認めるものとする。

2 前項において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられている建築物においては、別表のうち物品購入費及び工事施工費の一部について助成対象としない。

（助成額）

第4条 助成金の額は、対象経費の全額とする。ただし、別表に掲げる助成限度額

を上限に予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 前項の規定による助成額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、泉大津市暮らしやすい地域づくり推進事業助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる対象経費の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) コミュニケーションツール作成費 次に掲げる書類

ア 対象経費の見積書の写し

イ コミュニケーションツール作成内訳書(様式第2号)

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 物品購入費 次に掲げる書類

ア 対象経費の内容が分かるカタログ等の写し

イ 対象経費の見積書の写し

ウ 物品購入内訳書(様式第3号)

エ その他市長が必要と認める書類

(3) 工事施工費 次に掲げる書類

ア 工事計画書(様式第4号)

イ 工事費見積書及び工事図面の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

- 2 助成金の交付を受けようとするものは、別表に掲げる各区分の作成及び購入並びに工事について、申請年度の3月31日までに納品又は完了しなければならない。

- 3 システムを利用して申請内容を記録した場合は、第1項に規定する申請書の提出があったものとする。

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において助成金を決定し、申請者に対し泉大津市暮らしやすい地域づくり推進事業助成金交付決定通知書(様式第5号)によ

り通知する。

- 2 前項の規定による審査により、助成金の不交付を決定したときは、申請者に対し泉大津市暮らしやすい地域づくり推進事業助成金不交付決定通知書（様式第6号）により、不交付の理由を記載し通知する。
- 3 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。
- 4 同一年度における1助成対象者に対する助成の回数は、別表に掲げる各区分ごとに1回を限度とする。

（変更の申請等）

第7条 助成金の交付を申請したものは、助成金の交付決定通知後において当該申請の内容を変更しようとするときは、第5条に準じて泉大津市暮らしやすい地域づくり推進事業助成金変更交付申請書（様式第7号）を提出して市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な申請についてはこの限りでない。

- 2 前項の規定による変更申請があった場合、市長は、前条に準じて決定の内容を変更し、泉大津市暮らしやすい地域づくり推進事業助成金変更承認通知書（様式第8号）又は泉大津市暮らしやすい地域づくり推進事業助成金変更却下通知書（様式第9号）により申請者に通知する。

- 3 システムを利用して申請内容を記録した場合は、第1項に規定する申請書の提出があったものとする。

（完了の報告）

第8条 助成金の交付の決定を受けたものは、コミュニケーションツールを作成し、物品を購入し、又は工事を完了した後30日以内に、泉大津市暮らしやすい地域づくり推進事業完了報告書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 対象経費がコミュニケーションツール作成費又は物品購入費である場合にあっては、次に掲げる書類

ア 納品書の写し

イ 領収書の写し

- （2） 対象経費が工事施工費である場合にあっては、次に掲げる書類

ア 工事契約書の写し

イ 工事内訳書の写し

ウ 領収書の写し

(3) 設置状況等を示すカラー写真（データ）等

(4) 泉大津市暮らしやすい地域づくり推進事業助成金交付決定通知書又は前条第2項の規定により変更の承認通知を受けた者にあつては、泉大津市暮らしやすい地域づくり推進事業助成金変更承認通知書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 システムを利用して申請内容を記録した場合は、前項に規定する完了報告書の提出があつたものとする。

(助成額の確定等)

第9条 市長は、前条の完了報告書の提出があつたときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき助成金の額を確定し、泉大津市暮らしやすい地域づくり推進事業助成金確定通知書（様式第11号）により報告書を提出したものに通知する。

(助成金の交付請求)

第10条 前条の助成金確定通知書を受けたものは、泉大津市暮らしやすい地域づくり推進事業助成金請求書（様式第12号）を市長に提出し、助成金の交付を請求しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による助成金の請求を受け付け、審査の上適当と認めたときは、当該請求者に助成金を交付する。

(助成金の受領委任)

第12条 助成金の交付を受けようとする助成決定者が、当該助成金をコミュニケーションツールの作成者、物品の販売業者又は工事の施工業者に受領させることを希望した場合において、市長が適当と認めるときは、市長は、当該作成者、当該販売業者又は当該施工業者に助成金を交付することができる。

2 前項に規定する助成金の交付の方法を希望する助成決定者は、泉大津市暮らしやすい地域づくり推進事業助成金受領の委任状（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(立入検査)

第13条 市長は、助成金の執行の適正を期し、助成事業の円滑な推進を図るため、その職員に、助成対象の事業者に対して、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第14条 助成金の交付を受けたものは、当該助成事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 助成金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第15条 助成金の交付を受けたものは、当該事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(助成の取消し等)

第16条 市長は、助成金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により助成を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込がないとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、泉大津市暮らしやすい地域づくり推進事業助成金交付決定取消通知書（様式第14号）により当該助成金交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、泉大津市暮らしやすい地域づくり推進事業助成金交付取消通知書兼返還通知書（様式第15号）により、期限を定めてその返還を命じることができる。

(管理及び継続使用義務)

第18条 助成金の交付を受けたものは、合理的配慮の提供のために作成したコミュニケーションツール及び購入した物品においては納品日、又は工事の施工を行ったものについては工事の完了日から起算して3年以上継続して使用しなければならない。

2 この助成金により作成したコミュニケーションツール、購入した物品、及び工事の施工を行ったものについては、転売等を禁止する。

3 第1項及び前項において、建物の売却等、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(協力)

第19条 市長は、助成金の交付を受けたものに対し、必要に応じて次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 合理的配慮の提供の内容に係る紹介

(2) その他市長が必要と認める事項

(市長の指示)

第20条 市長は、助成金の使用について、必要な指示をすることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から実施する。

別表（第4条、第5条関係）

対象経費	概 要	助成限度額
コミュニケーションツール作成費	合理的配慮を提供するためのコミュニケーションツールの作成に係る経費 （例） ・点字メニューの作成 ・会話ボードの作成	50,000円
物品購入費	合理的配慮を提供するための物品（コミュニケーションツール作成費を除く。）の購入に係る経費 （例） ・筆談ボード ・音声拡張器 ・折りたたみ式スロープ ・簡易洋式トイレ ・サニタリーボックス ・受付用ローカウンター ・車椅子昇降機 ・視覚障がい者誘導シート ・滑り止めマット ・高さ可動式テーブル（※他の機能のある物品を除く。）	100,000円
工事施工費	合理的配慮を提供するための工事の施工に係る経費 （例） ・階段・便器等の手すりの設置 ・視覚障がい者用リーディングラインの取付け ・段差の解消 ・点字ブロック等の敷設	200,000円

	・多機能トイレ ・オストメイト対応器具等の設置 ・和式トイレの洋式化 ・ドアの改修、取替え ・洗面所、手洗い場などの改修	
--	--	--

※物品購入費及び工事施工費の一部について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられている建築物においては、別表のうち物品購入費及び工事施工費の一部について助成対象としない。

※工事施工費は合理的配慮の提供を目的とした設置・改修に限る。建築物の新築・増築・改築に伴う施行工事費について助成対象としない。